2026 年 3 月 17 日改正

WESTER ポイント（チャージ専用）規約

（目的）

第１条　この規約は、西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するＩＣカード乗車券（以下「ＩＣＯＣＡ乗車券」といいます。）の利用者に対して提供する「WESTER ポイント（チャージ専用）」サービス（以下「本サービス」といいます。）の内容及び適用条件等を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

（適用範囲）

第２条　本サービスの内容及び適用条件等については、この規約の定めるところによります。

２　2023 年３月６日までに、当社が定める「ＩＣＯＣＡポイントサービス規約」に同意のうえ当社が定める利用登録を行い、ＩＣＯＣＡポイントサービスの提供を受ける利用者は本規約の適用となり、ＩＣＯＣＡポイントの利用登録、ポイントの残高及びポイント付与履歴は、WESTER ポイント（チャージ専用）の利用登録、ポイントの残高及びポイント付与履歴に自動的に引き継ぎされ、本サービスを利用することができます。

３　2023 年３月７日以降に、本規約に同意し、第４条に定める利用登録を行った利用者は本規約の適用となり、本サービスを利用することができます。

４　本サービスは、第２項又は第３項により利用登録が行われたＩＣＯＣＡ乗車券ごとに適用となります。

５　この規約に定めのない事項については、法令及び「ＩＣカード乗車券取扱約款（平成 15 年 10 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 19 号。以下「ＩＣ約款」といいます。)」「モバイルデバイスにおけるＩＣＯＣＡ利用規約」「ＩＣＯＣＡ電子マネー取扱約款（平成 17 年９月西日本旅客鉄道株式会社公告第 17 号。以下「電子マネー約款」といいます。)」「WESTER 会員規約」「WESTER ポイント規約」「スマートＩＣＯＣＡ会員規約」「モバイルＩＣＯＣＡ会員規約」等の定めるところによります。

（用語の定義）

第３条　この規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

（１）「WESTER ポイント（チャージ専用)」とは、この規約に従って利用者に付与されるポイントをいいます。

（２）「WESTER ポイント加盟店（ＩＣＯＣＡ決済)」とは、電子マネー約款に定める加盟店のうち、当社と本サービスの提供に関する契約を締結し、ＩＣＯＣＡ電子マネーの利用により利用者に本サービスを提供するものをいいます。

（３）「ポイントチャージ」とは、WESTER ポイント（チャージ専用）をＩＣＯＣＡ乗車券にチャージすることをいいます。

（４）「利用月」とは月初日から月末日の１ヶ月間をいいます。

（５）「指定時間帯」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日、法律で定められた休日及び年末年始（12 月 30 日から１月３日）の終日と平日の 10 時 00 分から 17 時 00 分までの時間帯をいいます。

（６）「指定時間帯での利用」とは、指定時間帯に自動改札機（車両に搭載された自動改札機を含みます。以下同じ。）による改札を受けて入場又は出場することをいいます。

（７）「ＳＦ」とは、ＩＣＯＣＡ乗車券に記録される金銭的価値をいいます。

（８）「WESTER 会員」とは、WESTER 会員規約に定める会員である利用者をいいます。

（利用登録）

第４条　利用者は、本規約に同意のうえ、当社指定のＩＣＯＣＡ乗車券用の自動券売機によりＩＣＯＣＡ乗車券（身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年４月西日本旅客鉄道株式会社公告第７号）に定める身体障害者割引、知的障害者旅客運賃割引規則（平成３年 11 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 48 号）に定める知的障害者割引又は精神障害者割引規則（2024 年 12 月西日本旅客鉄道株式会社公告第９号）に定める精神障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したＩＣＯＣＡ定期券を除きます。以下、同じ。）に対して利用登録を行うことで、本サービスの提供を受けることができます。

２　前項の定めにかかわらず、WESTER 会員は、WESTER 会員規約に定めるＩＤ及びパスワードを使用して、「ＪＲおでかけネット」又は「WESTER アプリ」からＩＣＯＣＡ乗車券に対して利用登録を行うことで、本サービスの提供を受けることができます。

３　前各項の定めにかかわらず、当社が別に定める方法により、ＩＣＯＣＡ乗車券に対して利用登録を行うことで、本サービスの提供を受けることができます。

４　前各項の定めにかかわらず、スマートＩＣＯＣＡは、カードの発行に伴い自動で利用登録が行われ、本サービスの提供を受けることができます。

５　第１項から第３項の定めにかかわらず、モバイルデバイスにおけるＩＣＯＣＡ利用規約に定めるアプリ上で利用するＩＣＯＣＡ乗車券（以下「モバイルデバイスのＩＣＯＣＡ」といいます。）は、ＩＣＯＣＡ乗車券の発行に伴い自動で利用登録が行われ、本サービスの提供を受けることができます。

６　前各項の定めにかかわらず、2024 年４月 30 日以前に、第１項から第３項の定めにより利用登録を行った場合又は第５項の定めによりモバイルデバイスのＩＣＯＣＡを発行した場合は、本サービスの提供は、利用登録又は発行の翌日からとなります。

（利用登録の無効・解除）

第５条　利用登録後、当該ＩＣＯＣＡ乗車券に対して、最後にチャージもしくはポイントチャージを行った日の翌日から起算して 25 ヶ月間チャージもしくはポイントチャージが行われなかった場合は、利用登録が無効となり、ポイントチャージを除く本規約に定めるサービスを受けることができません。

２　前項の定めにかかわらず、スマートＩＣＯＣＡ、モバイルデバイスのＩＣＯＣＡの利用登

録は無効になりません。

3　第１項により利用登録が無効になった場合であっても、前条第１項から第３項の取扱いにより、再度、利用登録を行うことができます。この場合、利用登録が無効となった時点で付与されていた WESTER ポイント（チャージ専用）の残高と同一の WESTER ポイント（チャージ専用）が付与されます。

4　ＩＣＯＣＡ乗車券を払いもどした場合は、利用登録が解除され、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。

5　小児用ＩＣＯＣＡの有効期間が過ぎた場合は、利用登録が解除され、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。

6　ＩＣ約款第 21 条及び第 33 条の定めによりＩＣＯＣＡ乗車券を無効として回収した場合、スマートＩＣＯＣＡ会員規約の定めによりスマートＩＣＯＣＡの無効登録を行った場合又はモバイルデバイスにおけるＩＣＯＣＡ利用規約の定めによりモバイルデバイスのＩＣＯＣＡが無効となった場合は、利用登録が解除され、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。

（WESTER ポイント（チャージ専用）の付与）

第６条　ＩＣ約款第７条第１項に定める利用エリアにおけるＩＣ約款第 19 条又は第 30 条に定めるＩＣＯＣＡ乗車券のＳＦの利用月（１日は当日午前３時 00 分から翌日午前２時 59 分までの間とします。）の利用に対し、第７条及び第８条に定める算定方法に基づいて WESTER ポイント（チャージ専用）を付与します。この場合、第４条により利用登録を行った日（午前０時 00 分から午前２時 59 分に利用登録を行った場合は、前日に利用登録を行ったものとします。以下本項において同じ。）の属する月は、利用登録を行った日から月末日（2024 年４月 30 日以前に利用登録を行った場合は、利用登録を行った日の翌日から月末日）の利用が、ポイント付与の対象となります。

2　WESTER ポイント加盟店（ＩＣＯＣＡ決済）におけるＩＣＯＣＡ電子マネーの利用月（１日は当日午前０時 00 分から当日 23 時 59 分までの間とします。）の利用に対し、WESTER ポイント加盟店（ＩＣＯＣＡ決済）の定める基準に基づいて WESTER ポイント（チャージ専用）を付与します。この場合、第４条により利用登録を行った日の属する月は、利用登録を行った日にかかわらず月初日から月末日（2024 年４月 30 日以前に利用登録を行った場合は、利用登録を行った日の翌日から月末日）の利用が、ポイント付与の対象となります。

3　前二項のほか、当社又は WESTER ポイント加盟店（ＩＣＯＣＡ決済）が実施するキャンペーン等により一定の条件を満たした場合に WESTER ポイント（チャージ専用）を付与します。この場合、WESTER ポイント（チャージ専用）の付与日は当社の定めるところによります。

4　第１項及び第２項により付与される WESTER ポイント（チャージ専用）は、利用月の翌月６日に一括して付与されます。

5　前項の定めにかかわらず、当社の運営上の都合により、WESTER ポイント（チャージ専用）の付与日は変更となる場合があります。

６　前各項の定めにかかわらず、WESTER 会員規約に定めるＩＤに紐づけしたＩＣＯＣＡ乗車券（スマートＩＣＯＣＡ及びモバイルデバイスのＩＣＯＣＡ）の利用に対して行う第１項及び第２項に定めるポイント付与及びそのほか当社等が定めるキャンペーン等により一定の条件を満たした場合に付与するポイントは、WESTER ポイント規約に定める WESTER ポイントとして付与します。ただし、スマートＩＣＯＣＡにおいては、当社が定める所定の手続きによる WESTER 会員登録を行った場合に限ります。また、この場合の WESTER ポイントの付与日は、第４項及び前項の定めによります。

７　前各項の定めにかかわらず、ＩＣ約款及び電子マネー約款の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の障害の発生により、やむを得ずＩＣＯＣＡ乗車券を利用できない場合には、前各項に定める WESTER ポイント（チャージ専用）及び WESTER ポイント規約に定める WESTER ポイントの付与対象とはなりません。

（利用回数ポイント）

第７条　利用月における同一普通旅客運賃（旅客営業規則（昭和 62 年４月西日本旅客鉄道株式会社公告第３号。）第 140 条に定めるバリアフリー料金を含みます。小児用ＩＣＯＣＡの場合は、小児の普通旅客運賃とします。以下同じ。）区間の利用回数に応じて、１回の利用ごとに当該区間の普通旅客運賃に別表１に定めるポイント付与率を乗じて算出された数を利用回数ポイントとします。

２　当社が別に定める乗継割引が適用される場合は、一部の場合を除いて乗継割引適用前の運賃を前項に定める普通旅客運賃とします。

３　ＩＣＯＣＡ定期券のＳＦを使用して、券面表示の有効期間内に券面表示区間外を乗車する場合は、当社のシステム上の都合により、実際にＳＦを使用した区間とは異なる区間の利用となる場合があります。

４　前項の定めにより、利用回数ポイントが付与されない場合であっても、当社はその責めを負いません。

（時間帯指定ポイント）

第８条　利用月における同一の時間帯指定ポイント適用区間の指定時間帯での利用回数に応じて、１回の利用ごとに当該区間の普通旅客運賃に別表２に定めるポイント付与率を乗じて算出された数を時間帯指定ポイントとします。

２　時間帯指定ポイント適用区間及び当該区間におけるポイント付与率は、別表３に定めるとおりとします。

３　別表３の左欄の区間が２以上の場合は、各々の区間の利用回数を合算したものを、第１項で定める利用回数とします。

４　別表３で定める時間帯指定ポイント適用区間の一方の駅から入場し、他方の駅で出場した利用（ＩＣＯＣＡ定期券によるＩＣ約款第 30 条第１項に定める利用の場合は、同項で定める別途乗車区間が別表３で定める時間帯指定ポイント適用区間と同一である場合の当該別

途乗車区間の利用）に限り、時間帯指定ポイントの付与対象となります。

５　第６条第１項の定めにかかわらず、小児用ＩＣＯＣＡでの利用については、時間帯指定ポイントの付与対象となりません。

６　ＩＣＯＣＡ定期券のＳＦを使用して、券面表示の有効期間内に券面表示区間外を乗車する場合は、当社のシステム上の都合により、実際にＳＦを使用した区間とは異なる区間の利用となる場合があります。

７　前項の定めにより、時間帯指定ポイントが付与されない場合であっても、当社はその責めを負いません。

（時間帯指定ポイントの優先）

第９条　利用回数ポイント及び時間帯指定ポイント両方の付与対象となる利用については、時間帯指定ポイント適用区間の利用として、前条第１項に基づいて時間帯指定ポイントを付与します。ただし、当該利用月の当該時間帯指定ポイント適用区間に対する時間帯指定ポイントが付与されない場合は、第７条第１項に基づいて利用回数ポイントを付与します。

（WESTER ポイント（チャージ専用）の効力）

第 10 条　ＩＣＯＣＡ乗車券を払いもどした場合は、当該ＩＣＯＣＡ乗車券の WESTER ポイント（チャージ専用）は全て無効となります。

（WESTER ポイント（チャージ専用）の確認）

第 11 条　利用者は、当社指定のＩＣＯＣＡ乗車券用の自動券売機により、前月から過去６ヶ月の間に付与された WESTER ポイント（チャージ専用）及び第６条第１項に定める WESTER ポイント（チャージ専用）の付与対象となった利用履歴を月単位で表示又は印字し、確認することができます。

２　WESTER 会員は、「WESTER 会員サポートページ」上で WESTER 会員規約に定めるＩＤ及びパスワードを使用して、WESTER 会員規約に定めるＩＤに紐づけしたＩＣＯＣＡ乗車券に対して、前月から過去６ヶ月の間に付与された WESTER ポイント（チャージ専用）及び第６条第１項に定める WESTER ポイント（チャージ専用）の付与対象となった利用履歴を月単位で確認することができます。

３　モバイルデバイスのＩＣＯＣＡにおいては、ＩＣＯＣＡアプリにおいて、当該ＩＣＯＣＡ乗車券に対して、前月から過去６ヶ月の間に付与された WESTER ポイント（チャージ専用）及び第６条第１項に定める WESTER ポイント（チャージ専用）の付与対象となった利用履歴を月単位で確認することができます。

４　前各項より確認することができる利用履歴は、第６条第６項の定めにより WESTER ポイントとして付与される利用履歴を含み、表示されるポイント数は、同条同項の定めにより付与された WESTER ポイント規約に定める WESTER ポイントと WESTER ポイント（チャージ専用）の合計数となります。

2026 年 3 月 17 日改正

（WESTER ポイント（チャージ専用）のチャージ）

第 12 条　利用者は、第６条の定めにより付与された WESTER ポイント（チャージ専用）を当社のＩＣＯＣＡ乗車券用の自動券売機、自動精算機又は入金機でポイントチャージすることができます。

２　前項によるほか、モバイルデバイスのＩＣＯＣＡにおいては、ＩＣＯＣＡアプリ上の所定操作により、ポイントチャージすることができます。

３　前二項の定めによりポイントチャージする場合は、一部の機器を除き、付与されている WESTER ポイント（チャージ専用）の残高が 10 ポイント単位で全てチャージされます。

４　WESTER ポイント規約に定める WESTER ポイントに対して、WESTER 会員規約に定めるＩＤに紐づけしたＩＣＯＣＡ乗車券のチャージに交換する当社所定の手続きを行った場合は、第１項及び第２項のポイントチャージに合わせてチャージされます。

５　前二項の定めにかかわらず、１枚あたりのＳＦの残額が 20,000 円を超えるポイントチャージはできません。

６　WESTER ポイント（チャージ専用）は、１ポイント１円として換算します。

７　WESTER ポイント（チャージ専用）は、現金と交換することはできません。

８　WESTER ポイント（チャージ専用）は、別のＩＣＯＣＡ乗車券にチャージすることはできません。

９　一度ポイントチャージした WESTER ポイント（チャージ専用）は、再び WESTER ポイント（チャージ専用）に戻すことはできません。

10　ポイントチャージ後のＳＦの取扱いについては、ＩＣ約款に従うものとします。

11　前五項の定めは、第４項により当社所定の手続きを行った WESTER ポイント規約に定める WESTER ポイントにも適用となります。また、一度 WESTER 会員規約に定めるＩＤに紐づけしたＩＣＯＣＡ乗車券へのチャージに交換する当社所定の手続きを行った WESTER ポイントを、再び WESTER ポイントに戻すことはできません。

（WESTER ポイント（チャージ専用）の残高及び利用情報の引継）

第 13 条　ＩＣＯＣＡ乗車券の紛失、盗難、障害等による再発行、モバイルデバイスにおけるＩＣＯＣＡ利用規約に定める発行替え又はモバイルデバイスの変更の取扱いを行う場合は、当該ＩＣＯＣＡ乗車券の利用登録、WESTER ポイント（チャージ専用）の残高及び WESTER ポイント（チャージ専用）の付与履歴を新たなＩＣＯＣＡ乗車券へ引き継ぎます。なお、ＩＣＯＣＡ乗車券をモバイルデバイスにおけるＩＣＯＣＡ利用規約に定める発行替えする場合であって、当該ＩＣＯＣＡ乗車券に対して第４条第１項から第３項に定める利用登録を行っていない場合は、発行替えに伴い、第４条第５項及び第６項の定めにより自動で利用登録が行われ、本サービスの提供を受けることができます。

２　前項の定めにかかわらず、当社のシステム上の都合や係員の取扱い誤りによりカードを交換する必要があると当社が判断した場合は、交換前のＩＣＯＣＡ乗車券の利用登録及び

WESTER ポイント（チャージ専用）の残高を新たなＩＣＯＣＡ乗車券へ引き継ぐことがあります。

（WESTER ポイント（チャージ専用）の訂正）

第 14 条　当社は次の場合に、利用者が保有する WESTER ポイント（チャージ専用）を訂正することができるものとします。

（１）　当社が誤って WESTER ポイント（チャージ専用）を付与した場合

（２）　その他、当社が WESTER ポイント（チャージ専用）を訂正することが適切であると判断した場合

（WESTER ポイント（チャージ専用）の不正入手）

第 15 条　本規約に定める以外の方法で不正に WESTER ポイント（チャージ専用）を入手した場合は、ＩＣ約款第 21 条及び第 33 条、スマートＩＣＯＣＡ会員規約及びモバイルデバイスにおけるＩＣＯＣＡ利用規約の定めにより、当該ＩＣＯＣＡ乗車券を無効として回収又は利用停止します。この場合、保有する WESTER ポイント（チャージ専用）は無効となります。

（WESTER ポイント（チャージ専用）の制限又は停止）

第 16 条　当社及び WESTER ポイント加盟店（ＩＣＯＣＡ決済）は、ＩＣ約款及び電子マネー約款の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限又は停止することがあります。

２　前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、当社及び WESTER ポイント加盟店（ＩＣＯＣＡ決済）はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

（免責事項）

第 17 条　ＩＣＯＣＡ乗車券の紛失・盗難等（モバイルデバイスのＩＣＯＣＡにおいては、モバイルデバイスの紛失・盗難等も含みます。）により、第三者が WESTER ポイント（チャージ専用）を不正に使用した場合であっても、利用者の損害については、当社及び WESTER ポイント加盟店（ＩＣＯＣＡ決済）はその責めを負いません。

２　その他、当社及び WESTER ポイント加盟店（ＩＣＯＣＡ決済）の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、当社及び WESTER ポイント加盟店（ＩＣＯＣＡ決済）はその責めを負いません。

（規約の変更）

第 18 条　当社は、民法 548 条の４の規定に基づき、以下の場合は、本規約を変更することができるものとします。

（１）　本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合

（２）　本規約の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合

２　本規約を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容及び変更後の規約の効力発生時期を周知するものとします。また、当社はポイントの付与条件や利用条件に関する内容の変更を行う場合には、変更の最低１ヶ月前に事前周知を行うものとします。

附則　この改正は、2026 年３月 17 日から施行します。

2026 年 3 月 17 日改正

別表１　利用回数ポイント（第７条）

同一普通旅客運賃区間の利用回数	ポイント付与率
１回目から 10 回目まで	ポイント付与なし
11 回目以降	当該区間の普通旅客運賃の 10%

別表２　時間帯指定ポイント（第８条）

時間帯指定ポイント適用区間の利用回数	ポイント付与率
１回目から３回目まで	ポイント付与なし
４回目以降	別表３に定める時間帯指定ポイント適用区間ごとのポイント付与率

別表３　時間帯指定ポイント適用区間及びポイント付与率（第８条）

時間帯指定ポイント適用区間	ポイント付与率
京都・西大路間	当該区間の普通旅客運賃の 10%
京都・(東)桂川間	当該区間の普通旅客運賃の 10%
京都・向日町間	当該区間の普通旅客運賃の 10%
京都・長岡京間 京都・(東)山崎間	当該区間の普通旅客運賃の 10%
京都・島本間	当該区間の普通旅客運賃の 10%
京都・高槻間 京都・摂津富田間	当該区間の普通旅客運賃の 10%
京都・ＪＲ総持寺間 京都・茨木間	当該区間の普通旅客運賃の 10%
京都・千里丘間 京都・岸辺間	当該区間の普通旅客運賃の 10%
京都・吹田間 京都・東淀川間 京都・新大阪間 京都・大阪間 西大路・大阪間 (東)桂川・大阪間 向日町・大阪間	当該区間の普通旅客運賃の 10%
長岡京・大阪間	当該区間の普通旅客運賃の 10%
(東)山崎・大阪間 島本・大阪間	当該区間の普通旅客運賃の 10%

2026年3月17日改正

高槻・大阪間 摂津富田・大阪間	当該区間の普通旅客運賃の10%
ＪＲ総持寺・大阪間	当該区間の普通旅客運賃の10%
茨木・大阪間 千里丘・大阪間	当該区間の普通旅客運賃の10%
岸辺・大阪間 吹田・大阪間	当該区間の普通旅客運賃の10%
東淀川・大阪間 新大阪・大阪間	当該区間の普通旅客運賃の10%
大阪・塚本間	当該区間の普通旅客運賃の10%
大阪・尼崎間 北新地・尼崎間	当該区間の普通旅客運賃の10%
大阪・立花間 北新地・立花間 大阪・甲子園口間 北新地・甲子園口間	当該区間の普通旅客運賃の10%
大阪・西宮間 北新地・西宮間 大阪・さくら夙川間 北新地・さくら夙川間 大阪・芦屋間 北新地・芦屋間	当該区間の普通旅客運賃の10%
大阪・甲南山手間 北新地・甲南山手間 大阪・摂津本山間 北新地・摂津本山間 大阪・(東)住吉間 北新地・(東)住吉間	当該区間の普通旅客運賃の10%
大阪・六甲道間 北新地・六甲道間 大阪・摩耶間 北新地・摩耶間 大阪・灘間 北新地・灘間 大阪・三ノ宮間 北新地・三ノ宮間 大阪・元町間	当該区間の普通旅客運賃の10%

北新地・元町間 塚本・三ノ宮間 塚本・元町間	
尼崎・三ノ宮間 尼崎・元町間 立花・元町間	当該区間の普通旅客運賃の10%
立花・三ノ宮間 甲子園口・三ノ宮間 甲子園口・元町間 西宮・三ノ宮間 西宮・元町間	当該区間の普通旅客運賃の10%
さくら夙川・三ノ宮間 さくら夙川・元町間 芦屋・三ノ宮間 芦屋・元町間 甲南山手・元町間	当該区間の普通旅客運賃の10%
甲南山手・三ノ宮間 摂津本山・三ノ宮間 摂津本山・元町間 (東)住吉・三ノ宮間 (東)住吉・元町間	当該区間の普通旅客運賃の10%
六甲道・三ノ宮間 六甲道・元町間 摩耶・三ノ宮間 摩耶・元町間 灘・元町間	当該区間の普通旅客運賃の10%
灘・三ノ宮間	当該区間の普通旅客運賃の10%
大阪・塚口間 北新地・塚口間 大阪・猪名寺間 北新地・猪名寺間 大阪・伊丹間 北新地・伊丹間	当該区間の普通旅客運賃の10%
大阪・北伊丹間 北新地・北伊丹間 大阪・川西池田間 北新地・川西池田間	当該区間の普通旅客運賃の10%

大阪・中山寺間 北新地・中山寺間 大阪・宝塚間 北新地・宝塚間 塚本・宝塚間	当該区間の普通旅客運賃の10%
尼崎・宝塚間 塚口・宝塚間	当該区間の普通旅客運賃の10%
猪名寺・宝塚間 伊丹・宝塚間	当該区間の普通旅客運賃の10%
北伊丹・宝塚間 川西池田・宝塚間	当該区間の普通旅客運賃の10%
中山寺・宝塚間	当該区間の普通旅客運賃の10%

※表中の(東)は、東海道線の駅であることを示します。